

広島県告示第十四号

平成三十年広島県告示第十六号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・八七六二一七〇八三七二二五」を「〇・八七三三四一〇一五〇九五二」に改める。